

答申書

第1 松山市文書法制審議会の結論

処分庁松山市長（以下「処分庁」という。）による平成30年度市民税・県民税の課税処分に対し、審査請求人が平成30年7月7日に提起した審査請求（以下「本件審査請求」という。）を棄却するとの審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

1 審査請求人は、平成30年2月19日、平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書（以下「本件確定申告書」という。）を松山税務署に提出した。本件確定申告書には、所得金額の合計額（総所得金額）として〇〇万〇〇〇〇円、社会保険料控除の額として〇万〇〇〇〇円の記載があった。

2 処分庁は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第45条の3及び第317条の3の規定に基づき、本件確定申告書に記載の所得金額等により平成30年度の市民税・県民税申告書の提出がなされたものとみなして税額計算を行い、平成30年6月11日、審査請求人に対し、市民税として3500円、県民税として2200円を賦課する決定（以下「本件処分」という。）をし、平成30年度市民税・県民税税額決定納税通知書をもって審査請求人にその旨通知した。

審査請求人は、平成30年6月13日、上記通知書により、本件処分があったことを知った。

3 審査請求人は、平成30年7月7日付け書面にて、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

なお、上記書面の記載では、審査請求に係る処分、審査請求の趣旨等が明確ではなかったが、その後、審査請求人は、補正により、本件処分の取消しを求める趣旨であることを明確にした。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 総所得金額の〇〇万〇〇〇〇円から社会保険料控除〇万〇〇〇〇円，地震保険料控除〇〇〇〇円，基礎控除33万円を差し引いた課税総所得金額（課税標準額）に税率をかけたものが審査請求人の市民税・県民税である。

審査請求人の課税総所得金額（課税標準額）はマイナス〇万〇〇〇〇円となるので，審査請求人の市民税・県民税は非課税となる。

(2) 審査請求人の公的年金等に係る雑所得以外の所得は，マイナス〇万〇〇〇〇円の不動産所得のみである。そのため，審査請求人には公的年金等に係る雑所得以外の所得はないことになり，審査請求人は市民税・県民税の申告が不要である。よって，審査請求人の市民税・県民税は非課税である。

2 処分庁の主張

(1) 所得割額と均等割額の合計額による賦課について

法第23条，第24条第1項第1号，第39条，第41条第1項，第292条，第294条第1項第1号及び第318条，松山市市税賦課徴収条例（昭和25年松山市条例第25号。以下「市条例」という。）第17条第1項第1号並びに愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号。以下「県条例」という。）第12条第1項第1号では，賦課期日現在市内に住所を有する個人に対し，均等割額及び所得割額の合計額によって市民税・県民税を課すこととしている。

そして，審査請求人は，賦課期日である平成30年1月1日に松山市内に住所を有していたので，市民税・県民税が課される。

(2) 所得割について

市民税の所得割は，市条例第27条の4第1項の規定により，課税総所得金額，課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に100分の6を乗じて得た金額とされ，県民税の所得割は，県条例第13条第2項の規定により，課税総所得金額，課税退職所得金額及び課税

山林所得金額の合計額に100分の4を乗じて得た金額とされている。

本件確定申告書によれば、審査請求人の所得は〇〇万〇〇〇〇円であり、所得控除の合計額である〇〇万〇〇〇〇円を下回るため、審査請求人に対し、平成30年度市民税・県民税の所得割は課されない。

(3) 均等割について

市民税・県民税の均等割は、原則として、市内に住所を有する全ての住民に均等に課されるべきものであるが、一定の場合にはその例外が認められている。

法第23条第1項第13号、第24条の5第3項、第292条第1項第13号及び第295条第3項並びに市条例第18条第2項の規定により、均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が31万5000円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の和に1を加えて乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万9000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さないこととされている。

したがって、控除対象配偶者及び扶養親族を有しない者が市民税・県民税を課されないこととなるためには、前年の合計所得金額が31万5000円以下であることが必要である。

本件では、本件確定申告書において、審査請求人の所得として〇〇万〇〇〇〇円が申告されており、他に控除対象配偶者及び扶養親族の申告はなく、合計所得金額が上記31万5000円以下とならない。

したがって、審査請求人は、市民税・県民税の均等割が課されないことにはならない。

(4) 均等割額の計算について

市民税の均等割額は、市条例第25条第1項の規定による3000円に、市条例附則第18条の規定による500円を加算することになるので、3500円となる。

県民税の均等割額は、県条例第13条第1項第1号の規定による1000円に、県条例附則第4条の2の規定による500円、愛媛県森

林環境税条例（平成16年愛媛県条例第46号。以下「県森林環境税条例」という。）第3条第2項の規定による700円を加算することになるので、2200円となる。

(5) したがって、本件処分には何ら違法性はなく、適正であり、本件処分については取消しの理由がない。

第4 審理員意見書の要旨

1 意見

本件審査請求を棄却するのが相当である。

2 理由

(1) 本件に関連する法令

ア 市民税・県民税の課税

松山市の市民税は、松山市内に住所を有する個人に、均等割額と所得割額の合算額によって課される（法第294条第1項第1号，市条例第17条第1項第1号）。

愛媛県の県民税は、愛媛県内に住所を有する個人に、均等割額と所得割額の合算額によって課される（法第24条第1項第1号，県条例第12条第1項第1号）。

市民税及び県民税の賦課期日は、1月1日である（法第318条，第39条）。

県民税の賦課徴収は、市民税の例により、市民税の賦課徴収と併せて行われる（法第41条第1項）。

イ 市民税・県民税の額

(ア) 所得割

松山市の市民税の所得割の額は、課税総所得金額，課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に100分の6を乗じて得た金額である（市条例第27条の4第1項）。

愛媛県の県民税の所得割の額は、課税総所得金額，課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に100分の4を乗じて得た金額である（県条例第13条第2項）。

なお、上記の「課税総所得金額」、「課税退職所得金額」又は「課税山林所得金額」とは、それぞれ所得控除後の前年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額である（市条例第27条の4第2項、県条例第13条第8項）。

(イ) 均等割

松山市の市民税の均等割額は、3500円である（市条例第25条第1項、市条例附則第18条）。

愛媛県の県民税の均等割額は、2200円である（県条例第13条第1項第1号、県条例附則第4条の2、県森林環境税条例第3条第2項）。

ウ 均等割が非課税となる場合

松山市の市民税の均等割は、均等割のみを課すべきもののうち、合計所得金額が31万5000円（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合にはその人数に応じて金額が加算される。）以下である者に対しては課しないとされている（法第295条第3項、市条例第18条第2項）。

そして、上記の法第295条第3項の規定により個人の市民税を課することができない者に対しては、県民税の均等割も課することができないとされている（法第24条の5第3項）。

なお、上記の「合計所得金額」とは、損失の繰越控除前の前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額である（法292条第1項第13号、法第23条第1項第13号）。

(2) 本件の検討

ア 前提となる事実関係

審査請求人に対する平成30年度市民税・県民税の課税について、前提となる事実関係は、以下のとおりである。

(ア) 審査請求人は、平成30年1月1日に松山市内に住所を有していた。

(イ) 審査請求人の平成29年分の総所得金額は〇〇万〇〇〇〇円であり、退職所得金額及び山林所得金額はゼロである。

(ウ) 審査請求人には損失の繰越控除がないので、審査請求人の合計所得金額は、上記の総所得金額と同額である。

(エ) 審査請求人の所得控除の合計額は、社会保険料控除額〇万〇〇〇〇〇〇円に基礎控除額 33 万円を加えた〇〇万〇〇〇〇〇円である。なお、審査請求人は所得控除額に〇〇〇〇〇〇円の地震保険料控除を含めているが、本件確定申告書に地震保険料控除の記載はない（収支内訳書に損害保険料として〇〇〇〇〇〇円の記載があるが、これは不動産所得の経費として記載されている。）。

(オ) 審査請求人には、控除対象配偶者及び扶養親族はいない。

イ 審査請求人に対する所得割の課税について

審査請求人の平成 29 年分の総所得金額は所得控除の合計額である〇〇万〇〇〇〇〇円を下回り、平成 29 年分の退職所得金額及び山林所得金額はゼロであるので、審査請求人の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額はゼロである。

したがって、審査請求人は、平成 30 年 1 月 1 日に松山市内に住所を有していたものの、審査請求人に対し、平成 30 年度の松山市の市民税の所得割及び愛媛県の県民税の所得割は課されない。

ウ 審査請求人に対する均等割の課税について

控除対象配偶者又は扶養親族がない審査請求人の場合には、その合計所得金額が 31 万 5000 円以下であれば、松山市の市民税の均等割が非課税となるが、審査請求人の合計所得金額は上記のとおり〇〇万〇〇〇〇〇円であり、31 万 5000 円を上回るため、市民税の均等割は非課税とはならない。

市民税を課すことができない者であれば、県民税も課されないが、審査請求人は、上記のとおり市民税の均等割が非課税とはならないので、県民税の均等割も非課税とはならない。

したがって、平成 30 年 1 月 1 日に松山市内に住所を有していた審査請求人に対しては、平成 30 年度の松山市の市民税の均等割及び愛媛県の県民税の均等割が課される。

この点について、審査請求人は、「課税総所得金額」がマイナス

の金額であるので均等割が課されないと主張しているが、市民税の均等割が非課税となるか否かは、所得控除がなされた後の「課税総所得金額」ではなく、所得控除がなされる前の「合計所得金額」によって決まる。

所得控除がなされた後の審査請求人の「課税総所得金額」はマイナス（正確にはゼロ）であるが、所得控除がなされる前の「合計所得金額」は、上記のとおりマイナスではなく、非課税となる基準額を上回っているため、市民税の均等割は非課税とはならない。

エ 市民税・県民税の申告を要しない点について

審査請求人は、公的年金等に係る雑所得以外の所得がなく、市民税・県民税の申告書の提出が不要な者に該当するので、市民税・県民税が非課税であるとも主張している。

しかし、公的年金等に係る雑所得以外の所得がない者については、前年の公的年金等の支払額等を記載した報告書が公的年金等の支払者から市町村長に提出され、これにより税額計算が行われることから、市民税・県民税の申告書の提出が不要とされているのであり、市民税・県民税の申告書の提出を要するか否かと、市民税・県民税が課されるか否かとは全く別個の問題である。

そして、現行の法令（審査請求人との関係で問題となりうる愛媛県及び松山市の条例を含む。）には、市民税・県民税の申告書の提出を要しない者に該当すれば、市民税・県民税が非課税となる旨の規定も存在しない。

オ 審査請求人に賦課されるべき市民税・県民税の額

本件審査請求手続に現れた全ての資料を検討しても、他に、審査請求人について市民税・県民税の均等割が非課税となる事情は見当たらないことから、審査請求人に対し賦課されるべき平成30年度市民税・県民税は、本件処分のとおり、均等割のみで、松山市の市民税が3,500円、愛媛県の県民税が2,200円の合計5,700円である。

(3) 結論

したがって、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法第45条第2項の規定に基づき、前記1の意見のとおり棄却するのが相当である。

第5 諮問に係る審査庁の判断

審理員意見書の判断は妥当であり、本件審査請求は、棄却するのが相当である。

第6 当審議会の判断

1 争点

- (1) 均等割の非課税は、「課税総所得金額」と「合計所得金額」のいずれにより決まるか。
- (2) 市民税・県民税の申告書の提出が不要であれば、市民税・県民税が非課税となるか。

2 争点についての判断

(1) 関係法令の定め

関係法令の定めは、上記第4の2(1)に記載のとおりである。

(2) 前提となる事実関係

審査請求人に対する平成30年度市民税・県民税の課税の前提となる事実関係は、上記第4の2(2)アに記載のとおりである。

(3) 検討

ア 審査請求人に対する市民税・県民税の課税について

審査請求人は、賦課期日である平成30年1月1日に松山市内に住所を有していたことから、平成30年度の松山市の市民税及び愛媛県の県民税が課される。

そして、個人に対する市民税及び県民税は、所得割及び均等割により課されるとされているところ、審査請求人に対して課される所得割及び均等割は、次のとおりである。

(ア) 所得割について

審査請求人の平成29年分の総所得金額は所得控除の合計額

である〇〇万〇〇〇〇円を下回り、退職所得金額及び山林所得金額はゼロであるので、審査請求人の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額はゼロである。

したがって、審査請求人に対し、平成30年度の松山市の市民税の所得割及び愛媛県の県民税の所得割は課されない。

(イ) 均等割について

審査請求人には、控除対象配偶者又は扶養親族がないことから、その合計所得金額が31万5000円以下であれば、松山市の市民税の均等割が非課税となる。

しかし、審査請求人の合計所得金額は〇〇万〇〇〇〇円であるため、市民税の均等割は非課税とはならない。

次に、市民税を課することができない者であれば、県民税も課されないが、審査請求人は、上記のとおり市民税の均等割が非課税とはならないので、県民税の均等割も非課税とはならない。

したがって、審査請求人に対しては、平成30年度の松山市の市民税の均等割及び愛媛県の県民税の均等割が課される。

この点について、審査請求人は、「課税総所得金額」がマイナスの金額であるので均等割が課されないと主張しているが、市民税の均等割が非課税となるか否かは、所得控除がなされた後の「課税総所得金額」ではなく、法第295条第3項及び市条例第18条第2項に規定されているとおり、所得控除がなされる前の「合計所得金額」によって決まる。

そして、審査請求人の「課税総所得金額」はマイナス（正確にはゼロ）であるが、「合計所得金額」は、上記のとおり非課税となる基準額を上回っているため、市民税の均等割は、非課税とはならない。

イ 市民税・県民税の申告を要しない点について

審査請求人は、公的年金等に係る雑所得以外の所得がなく、市民税・県民税の申告書の提出が不要な者に該当するので、市民税・県民税が非課税であると主張している。

しかし、現行の法令（審査請求人との関係で問題となりうる愛媛県及び松山市の条例を含む。）では、市民税・県民税の申告書の提出を要するか要しないかにかかわらず、上述のような非課税の規定に該当しない限り、市民税・県民税が課されるとされており、審査請求人の主張に沿うような例外規定は存在しない。

ウ 審査請求人に賦課されるべき市民税・県民税の額

本件審査請求手続に現れた全ての資料を検討しても、他に、審査請求人について市民税・県民税の均等割が非課税となる事情は見当たらないことから、審査請求人に対し賦課されるべき平成30年度市民税・県民税は、均等割のみで、松山市の市民税が3500円、愛媛県の県民税が2200円の合計5700円である。

よって、本件処分に違法又は不当な点はない。

3 審理員による審理手続について

本件審査請求に係る審理員が行った審理手続は、適正に行われたものと認められる。

4 結論

以上のことから、当審議会は、本件審査請求を棄却するのが相当であるとの審査庁の判断は、妥当であると判断する。

よって、「第1 松山市文書法制審議会の結論」のとおり答申する。

第7 審議の経過

年月日	経過
平成30年12月27日	諮問書の受理
平成31年 1月22日	第1回審議
平成31年 2月 5日	第2回審議
平成31年 2月 7日	答申

(本件審議を処理した委員の氏名)

松山市文書法制審議会行政不服審査分科会

委員 倉澤 生雄

同 兼平 裕子
同 真木 啓明